

2024年4月吉日

介護予防サービスのご利用者様へ

八尾市地域包括支援センター萱振苑

「指定介護予防支援・第1号介護予防支援に関する重要事項説明書」
の変更について

この度、2024年4月1日付より、2024年度介護報酬改定等に伴う「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」の記載内容の一部（利用料について、訪問頻度のめやすについて、高齢者虐待防止について、衛生管理等、業務継続計画の策定について）を変更いたします。ご利用者様におかれましては、担当ケアマネジャーが順次ご家庭を訪問し、説明をさせていただきます。

なお、「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」が変更となりますが、担当するケアマネジャーその他におきましては何ら変更はございません。引き続き、ご利用者様を担当してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

記

◇重要事項説明書変更日 2024年4月1日

◇ご本人・ご家族に記名・押印いただく書類

・『「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」の変更について』
2部

※なお、作成した書類のうち1部は、ご利用者本人に交付し、他の1部については契約先である「八尾市地域包括支援センター」が保管いたします。

今回の『指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書』の変更についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ
八尾市地域包括支援センター萱振苑
電話：072-928-7080
FAX：072-928-7080